

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

榛東村は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

群馬県 榛東村 村長

公表日

平成27年5月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法等に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①事業対象であることの確認または通知②事業利用の申込や減免申請の受理③事業提供の際に必要な個人情報の確認④事後指導や結果(記録)の保存及び管理
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 平成26年内閣府・総務省令第5号第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・保険課
②所属長	健康・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	榛東村 健康・保険課 (住所)群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1 (電話)0279-54-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	榛東村 健康・保険課 (住所)群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1 (電話)0279-54-2211

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

